

付 議 第 4 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

平成 22 年度の定期の組織見直しに伴い、組織、分掌事務及び事務局の職制について改正を行うもの

2 改正の主な内容

(1) 組織について

本年 11 月に開催される全国生涯学習フォーラム高知大会に備えて体制を整えるため、生涯学習課の課内室であった全国生涯学習フォーラム推進室を廃止し、全国生涯学習フォーラム推進課を設置する。

(2) 分掌事務について

ア 担当チーフの廃止に伴い、東部教育事務所の所掌事務から「市町村教育委員会に対する広域支援」を削る。

イ 教育センターの内部組織間での所管事務の移動及び新規事務の明確化

(ア) 所管事務の移動（企画調整部→学校支援部）

管理職員研修、情報教育関係事務

(イ) 新規事務

教科研究支援、学校図書館支援

(3) 事務局の職制について

ア 教育企画監の廃止

イ 室長の廃止

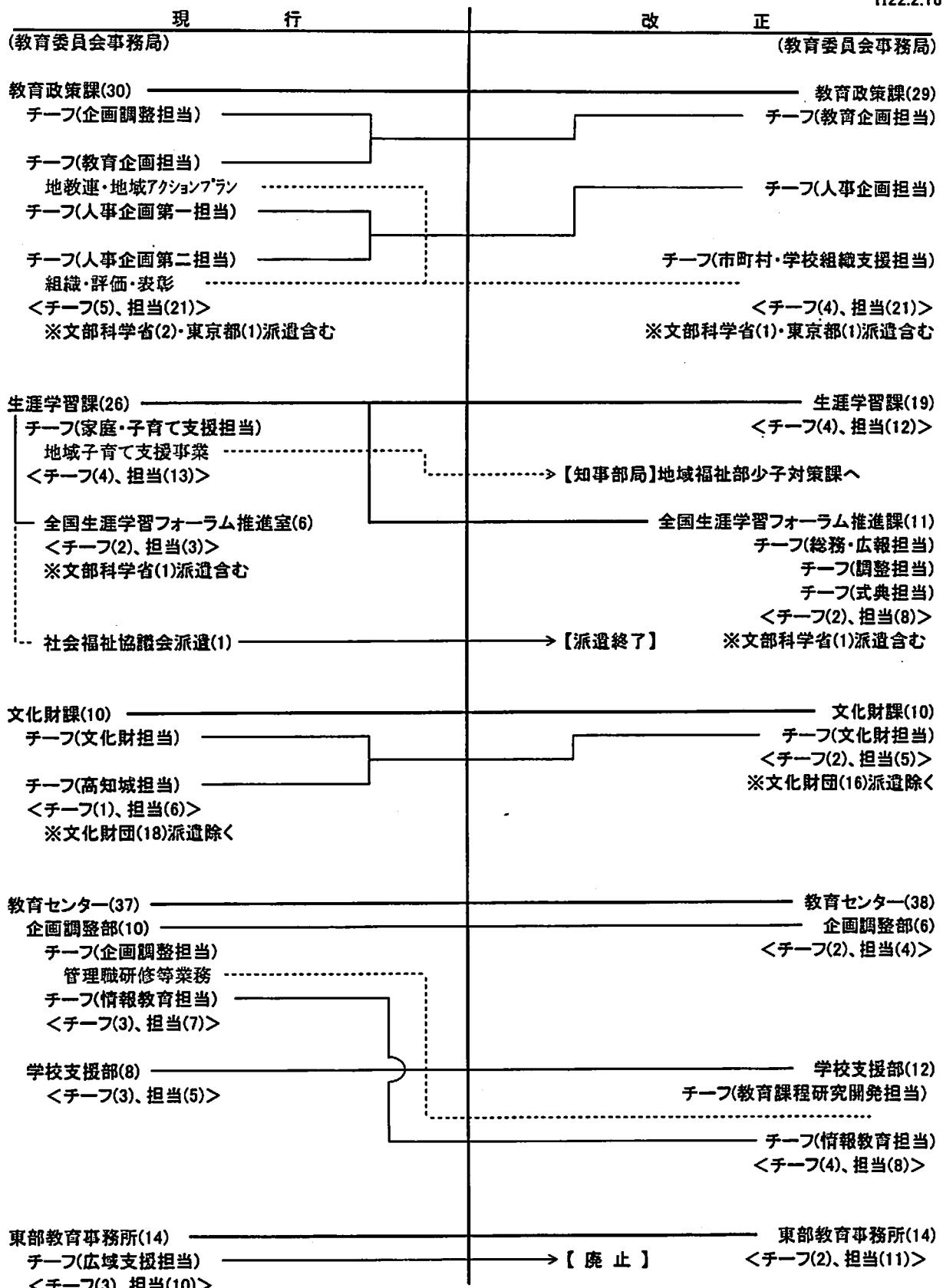
ウ 幼保支援課及び教育センターに企画監を新たに配置

3 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成22年4月1日組織改正の概要

H22.2.16



教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「及びその内部組織」を削り、同条第1項中「生涯学習課」を「生涯学習課、全国生涯学習フォーラム推進課」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「第2条第1号」を「第2条第2号」に改め、「新潟県上越市、兵庫県加東市」及び「及び愛媛県松山市」を削る。

第11条後段を削る。

第12条第6号中「小中学校」を「市町村立の小学校及び中学校」に改める。

第14条第6号中「特別支援教育の」を「特別支援教育に関する」に改める。

第15条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「他の課」を「幼保支援課」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

（全国生涯学習フォーラム推進課）

第15条の2 全国生涯学習フォーラム推進課の分掌事務は、全国生涯学習フォーラムに関する事務とする。

第19条第1項第3号中「小中学校における」を「小中学校の」に、「学校教育の」を「教育に関する」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第2項中「前項第4号及び第12号」を「前項第4号及び第11号」に改める。

第23条第1項第9号から第11号までを削り、同項第12号を同項第9号とし、同条第3項に次の5号を加える。

(5) 教職員の職能に応じた研修（管理職等研修）に関すること。

(6) 情報教育に関する専門的事項の指導に関すること。

(7) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(8) 教職員の教科研究の支援に関すること。

(9) 学校図書館の支援に関すること。

第37条の表教育企画監の項及び室長の項を削る。

第38条第1項の表課の項中「課長補佐」を「課長補佐（全国生涯学習フォーラム推進課を除く。）」に改め、同表教育政策課の項中「教育企画監」を削り、同表中「高等学校課」を「幼保支援

課」に改め、生涯学習課全国生涯学習フォーラム推進室の項を削る。

第39条第1項の表教育センターの項中「部長」を「部長 企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

目次 略

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課)

第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、全国生涯学習フォーラム推進課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。

(削る)

(教育センター県外留学生駐在所)

第8条 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)第2条第2号に規定する国内留学研修の一部を行うため、徳島県鳴門市に教育センター県外留学生駐在所を置く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(幼保支援課)

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。_____

(1)～(11) 略

目次 略

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。

2 生涯学習課の内部組織として、全国生涯学習フォーラム推進室を置く。

(教育センター県外留学生駐在所)

第8条 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)第2条第1号に規定する国内留学研修の一部を行うため、新潟県上越市、兵庫県加東市、徳島県鳴門市及び愛媛県松山市に教育センター県外留学生駐在所を置く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(幼保支援課)

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。なお、保育士に関する事務は、知事の権限に属する事務を補助執行するものである。

(1)～(11) 略

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立及び市町村立(以下「公立」という。)の小学校及び中学校
(以下「小中学校」という。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(5) 略

(6) 市町村立の小学校及び中学校の就学に関すること。

(7) 小中学校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。

(8)～(12) 略

(生涯学習課)

第15条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 子育て支援に関すること(幼保支援課の主管に属するものを除く。)。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立及び市町村立(以下「公立」という。)の小学校及び中学校
(以下「小中学校」という。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(5) 略

(6) 小中学校の就学に関すること。

(7) 小中学校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。

(8)～(12) 略

(生涯学習課)

第15条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 全国生涯学習フォーラムに関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 子育て支援に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(16) 略
(17) 略
(18) 略
(19) 略
(20) 略

(全国生涯学習フォーラム推進課)

第15条の2 全国生涯学習フォーラム推進課の分掌事務は、全国生涯学習フォーラムに関する事務とする。

第2款 事務所の所掌事務

(教育事務所)

第19条 教育事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) 略
(3) 小中学校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関すること。
(4)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

2 中部教育事務所は、前項第4号及び第11号に掲げる事務に関することについては、第7条第2項の所管区域のほか、高知市の区域を所管するものとする。

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(事務分掌)

(17) 略
(18) 略
(19) 略
(20) 略
(21) 略

第2款 事務所の所掌事務

(教育事務所)

第19条 教育事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) 略
(3) 小中学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関すること。
(4)～(9) 略
(10) 東部教育事務所にあっては、市町村教育委員会に対する広域支援に関すること。
(11) 略
(12) 略

2 中部教育事務所は、前項第4号及び第12号に掲げる事務に関することについては、第7条第2項の所管区域のほか、高知市の区域を所管するものとする。

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

2 略

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 教職員の職能に応じた研修（管理職等研修）に関すること。

(6) 情報教育に関する専門的事項の指導に関すること。

(7) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(8) 教職員の教科研究の支援に関すること。

(9) 学校図書館の支援に関すること。

○○

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
課長	略
企画監	略
所長	略

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 教職員の職能に応じた研修（管理職員研修）に関すること。

(10) 情報教育に関する専門的事項の指導に関すること。

(11) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(12) 略

2 略

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
課長	略
教育企画監	教育行政に関する高度な専門的政策の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
企画監	略
所長	略

館長	略
部長	略
副参事	略
課長補佐	略
専門企画員	略
以下略	

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐（全国生涯学習フォーラム推進課を除く。） チーフ
教育政策課	企画監
幼保支援課	企画監
教育事務所	略
青少年センター	略

2 略

(教育機関に置く職員)

第39条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	左の教育機関に置く職員
教育センター	所長 次長 部長 企画監 チーフ
以下略	

2 略

館長	略
部長	略
副参事	略
課長補佐	略
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
専門企画員	略
以下略	

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐 チーフ
教育政策課	教育企画監 企画監
高等学校課	企画監
生涯学習課 全国生涯学習 フォーラム推進室	室長 チーフ
教育事務所	略
青少年センター	略

2 略

(教育機関に置く職員)

第39条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	左の教育機関に置く職員
教育センター	所長 次長 部長 チーフ
以下略	

2 略